

情報 あらかると Information

お知らせ

在宅要介護者の家族へ 介護用品を給付します

市は、次の要件の全てを満たす対象者に紙おむつなどの介護用品の給付券を交付しています。希望者は申請してください。今まで給付を受けていた人も、29年度分の申請が必要です。

- 要件①市内に住所がある
- ②所得税非課税世帯である(29年6月までは27年分の所得税による)
- ③介護保険の要介護状態区分が要介護3～5の人を在宅で介護している親族
- 給付限度額 月額6千円

分 ■問い合わせ・申請先 本庁長寿社会課高齢者福祉係(内線289)、各総合支所健康福祉課

市営住宅の管理は 指定管理者が行います

4月1日から、市営住宅の管理は指定管理者が行います。指定管理者は、施設の修繕や入退きの立ち会い、保守管理、相談・要望への対応、使用料の受領などを担当します。■指定管理者名 ㈱寿広(じゅくこう) ■管理事務所 奥州市営住宅管理センター(水沢区字多賀6-3 ☎1700) ■指定管理期間 3年間 ■問い合わせ 2

本庁建築住宅課住宅係(内線541)

ため池や農業用水路は 危険です

春の訪れとともに農作業準備が始まる時期となりました。市内には、農業用水を確保するために設けられた「ため池」や農業用水路が多くありますが、転落防止柵など安全対策が十分ではありません。ため池や農業用水路に立ち入らないよう地域や学校、家庭で確認するなどみんなで注意しましょう。

下水道(公共下水道、農業集落排水施設、市営浄化槽、汚水処理施設)の使用料金は、市の水道使用量のほか、世帯の人数や農業での使用量など実態に合わせて算定されています。次に当てはまる場合は忘れずに届け出をしましょう。

- 届け出が必要な場合 ①自家水道を使用している世帯で、長期入院など住民票の異動を伴わない人数変更があった ②農業用(家庭菜園は除く)に市の水道を使用する ③下水道の使用を休止・再開する ④建物解体などのため排水設備を

下水道料金は実態に合わせて算定しています

多重債務相談電話窓口

東北財務局盛岡財務事務所は、自らの収入で返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの人の相談に応じます。■相談専用電話 ☎019-622-1637 ■日時 月 6日(祝日)、12月29日～1月3日(除く) 午前8時半～午後4時半 ■所在地 盛岡市内

丸7ー25(盛岡合同庁舎内)

緑を愛する植木と盆栽まつり

- 日時 4月14日(金)～30日(日) 午前9時～午後5時 ■会場 水沢公園(野球場南側) ■内容 ①植木や盆栽などの展示即売 ②場内利用商品券プレゼント抽選会(29日(金)30日(土)前10時～午後4時) ③フリーマーケット(29日(金)午前10時～午後3時) ■問い合わせ 市緑化振興協議会(本庁農地林務課内・内線374)

花きセンターまつり

花を楽しむ、生活の中に取り入れてみませんか。4月29日は花きセンターまつりにお越しください。

- ▼花壇苗・鉢花などの販売、アレンジメント展示、洋ラン講座
- 時間 午前9時半～午後3時 ■申し込み 不要
- ▼ハンギングバスケット講座
- 時間 ①午前10時～正午、②午後1時～3時 ■材料代 1500円 ■講師 〓NPO法人Green Fields

無料

- 定員 各回20人 ■申し込み方法 電話またはファクス ■申し込み開始 4月3日(日)午前10時 ※定員になり次第締め切り
- ▼共通場所 〓県立花きセンター(金ヶ崎町六原字頭無) ■問い合わせ・申込先 〓県立農業大学校(☎2107、☎2108)

江刺桜まつり

ボンボリ点灯やライトアップ。江刺の桜の名所へお花見に出掛けよう!

- 期間 4月7日(金)～5月7日(日) ■会場 〓旧岩谷堂共立病院(明治記念館)、〓山史跡公園、源義経供養塔 ■問い合わせ 〓奥州商工会議所江刺支所(☎2514)

奥州宇宙遊学館の 4月イベント

- ▼星空観望会
- 日時 4月8日(日)午後7時～8時半 ■内容 ①木星のお話 ②星空観望会「ボラリス(北極星)を探そう」 ■参加料 無料

募集

市統計調査員協議会

市統計調査員協議会では、統計調査活動に従事する会員(統計調査員)を募集しています。特に、水沢区と前沢区で調査員が不足しています。ご協力よろしくお願います。

- 活動内容 〓各種統計調査票の配布・回収。会員相互の親睦行事や研修への参加 ■年会費 〓千円 ■その他 〓年齢・性別不問。従事者には報酬あり
- 問い合わせ・申込先 〓市統計調査員協議会事務局(本庁政策企画課統計係内・内線441)、各総合支所総務企画課

春の交通安全運動・地域安全運動

4月6日(日)から15日(日)まで、春の全国交通安全運動と地域安全運動が実施されます。交通事故防止に向けた注意喚起や新入学児童の通学見守りなど、家庭や職場、地域ぐるみで安心して安全なまちをつくりましょう。

■問い合わせ 〓本庁生活環境課生活安全係(内線212)、市防犯協会(同課内・内線211)



春の交通安全運動スローガン

おともだち むこうにいても みぎひだり

【運動の重点】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(自転車安全利用五則の周知徹底)
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用

地域ぐるみで子どもの見守り

昨年県内で、子どもに対する不審者からの声掛け事案が大幅に増加したことや、新入学児童の通学が始まる時期のため、子どもの安全確保が地域安全運動の重点となっています。各地域の防犯団体や学校などが連携して見守り活動が行われますが、大人の姿を見せるだけでも不審者の声掛けは防げます。

地域の皆さんも下校時間に合わせて通学路で散歩するなど、日ごろから見守り活動にご協力をお願いします。